

## 特別寄稿

## 原子力災害と人間復興～社会的分断を超えるために～

山川 充夫

福島大学 (名誉教授)

## 1. 原子力災害とは何か

東日本大震災は、東北太平洋沖で発生したマグニチュード9.0の巨大地震とそれを引き金とする巨大津波によって、岩手・宮城・福島の3県を中心に、死者19,575人、行方不明者2,577人の犠牲者をもたらした。その犠牲規模は近年においては阪神淡路大震災の6,434人の3倍を超える大きなものであった。

東日本大震災が、阪神淡路大震災や他の震災と異なるのは、地震や津波が太平洋岸の原子力発電所を襲い、原子炉を冷却する全電源が喪失し、特に東京電力福島第一原子力発電所の原子炉が炉心溶融を起こし、水素爆発を伴いながら、放射性物質が外部に放出されるに至ったことにある。

その深刻度は、IAEAが規定する「原子力災害」の「国際原子力事象評価尺度」でレベル7、つまり「深刻な事故」に相当したことである。福島第一原発から外部に放出された放射能は77京ベクレルと推計され、チヨリノービル原発事故に比べれば少ないものの、広範囲に及ぶ健康と環境への深刻な放出となった。

原発事故による放射能汚染の範囲も、チヨリノービル原発事故に比べれば、狭いものの、福島県を中心に、北は岩手県から南は千葉県、そして西は群馬県に及んだ。特に事故を起こした福島第一原発から北西方向の地域は汚染度が高く、折しも雪や雨が降った気象状況のもとで、主としてヨウ素131、セシウム134や137といった放射性物質が沈着した。

政府は原子力災害特別措置法にもとづき、警戒区域を設定し、避難や屋内退避を指示した。その範囲は次第に拡大され、福島第一原発から半径20km圏が警戒区域に、30km圏が緊急時避難準備区域となり、さらにその後の空間放射線量の分布状況から、30km圏外の飯舘村などが1か月以

内に避難する計画的避難区域が設定された。

復興庁のデータによれば、福島県の避難者数は、2012年5月で16.5万人であった。そのうち約3分の2にあたる10.3万人が福島県内に、残りの約3分の1にあたる6.2万人が福島県外に避難した(山川2013)。

東日本大震災は地震・津波・原発事故という3つの複合した災害であり、特に原発事故は地震や津波を契機にしたとはいえ、明らかな人為災害であった。しかも日本では経験したことのない原発外での五感では捉えることのできない放射能汚染によって、避難者は健康被害を避けるために逃散的行動を強いられた。また警戒区域の指示で、救われたかもしれない津波被災の人命を救えなかったあるいは捜索できなかったという悔いも残された。

この逃散的行動は、特に安心できる放射線量に関する認識の個人差が大きいことに起因しており、このことが家族内や地域社会内に社会的分断をもたらした。しかも事故を起こした原発の廃炉工程の見通しが困難であることや空間放射線量の減衰が長いことから、被害から復旧までの期間が極めて長期間に及んでいることから「帰還する／しない」や暮らす場所の選択の希望で差がでる傾向が強い。

逃散的避難行動のゆえに、家族や地域社会がバラバラになっており、特にコミュニティを基軸とする復興には難しさが伴った。原子力災害避難者は、多くが着の身着のままでの避難しており、その生活再建にはまずは原子力賠償金の仮払いが行われ、その後、本賠償が実施されたが、それは被害実態が適切に反映されない場合が多かった。そのため多くの住民はまずは集団ADR<sup>1)</sup>で賠償を求め、次いで多くの集団訴訟がなされた。(山川他編2021, 90-125)

原発災害は災害の素因である原子炉の廃炉作業

が進まないために、被災者・避難者にとどまらず、日本国民さらには海外の人々にもさまざまな困難をもたらしている。特に被災者・避難者には生活上・精神上での困難が降りかかっている。

ここではこうしたことを「原発災害の累積的困難」として捉えていきたいが、それらの被害は時間を追うにつれて、次第に解きほぐすことが容易でない状況に、被災者・避難者を追い込んでいく。

## 2. 原発災害の累積的困難

原発災害の困難の累積性は、概ね5つの段階でみていくことができる（山川他編 2021, 5-74）。その第1次困難は被災地から避難所に移動する過程で発生している。それは地震・津波による人的・物的な直接的被害であり、原発災害による望まない追加的な放射線の被曝である。

津波被災地は「津波災害危険区域」に指示され、居住することが困難となった。また原発被災地は、当初は警戒区域等に指示され、その後、年間累積被曝線量の違いによって、帰還困難区域（年間 50mSv 超）、居住制限区域（年間 20mSv 超）、避難指示解除準備区域（年間 20mSv 以下）に再編指示された。この避難指示区域による線引きは、地域内にさまざまな不均等性をもたす要因となった。

この線引きは、区域内避難者（「強制避難者」）と区域外避難者（「自主避難者」）の種別を避難者の間にもたらし、また外部放出された放射性物質は、生活空間や農地や林地などを汚染し、農林水産物の出荷が制限され、農林漁業の生業の継続を困難にした。

さらに家族の社会的かつ空間的分断が深刻なものとなった。それは逃散的と称するように、避難先が点々と変わったことにみられる。それは妻子と夫との間にもたらされ、妻子は避難指示区域からより離れたところに避難し、夫は生計を維持するために避難指示区域に近いところに居住するという分断の傾向が見られた。

第2次困難は主として避難所から仮設住宅に移行する際に発生した。避難先も第1次避難所は体

育館などでの雑魚寝状態であった。第2次避難所は空きホテルや旅館が使われることが多くみられた。

仮設住宅は大きくは建設型というプレハブと借上型という民間アパートに分けられるが、特に前者の場合に部屋そのものの狭いことと、高齢者など弱者が入居優先されたため、大家族の場合は祖父母世代と父母世代とが分断されることになった。また世帯員もそれぞれが職場や子どもの教育、親の介護、などの事情を抱えることによって、空間的にも別々の生活を強いられることになった。

このように避難先を転々とさせられたり、家族が分断されたりすることで、特に高齢者には健康問題や孤独問題が発生し、多くの震災関連死が発生した。福島県では震災や津波による直接死の数よりも、関連死の方が上回った。なかには先を憂いた酪農家の自死も見られ、深刻さが積み重なった。また、低線量放射線被曝は健康問題や心理的問題、さらには風評を経由した「いじめ」や「婚姻」等の差別問題に広がり、被災者のみならず、福島の人たち、特に子どもの「心のケア」が大きな被害として表面化した。

避難指示区域外での仮設生活が長引くにつれて、避難指示区域への帰還の足取りが重くなった。もちろん廃炉が進まないことや除染の効果への疑問視、甲状腺がんなどへの懸念といった原発問題などが帰還の足取りを重くした。それだけではなく、避難先の仮設住宅が福島・郡山・いわき・会津若松といった地方中核都市にある場合とか、東京など大都市などにある場合には、次第に、医療環境や買物環境など生活利便性も帰還をためらわせる要因として挙がるようになった。

さらに原子力賠償が、精神的賠償だけでなく、財物賠償や営業賠償などで進んだものの、そこでは避難指示区域内での帰還困難区域・居住制限区域等の種別による格差だけでなく、区域内外での格差が支払額に直結したことから、地域・被災者の社会的分断が進んだ。それは時には原発事故のことを話題にすることすらためらうようなことも生じていた。

避難者が応急仮設住宅から復興公営住宅への転

居や自宅再建にむかうなかで、第3次困難とも言うべき新たな被害や困難が表面化してきた。それは炉心溶融した原子炉が注入水によって冷温停止状態となったことから放射性物質の外部放出は収まったが、その原子炉が注入水や地下水と接触することで発生する汚染水の増加が続いた。この汚染水はALPS<sup>2)</sup>による処理が行われているが、放射性物質を完全に除去することができず、大量の汚染処理水として原発敷地内のタンクに保管され続けることになった。

しかも凍土壁などの遮水壁が十分には機能しなかったことで海洋に漏れ、魚の場合はコメのような全数検査ができずサンプリング検査にとどまり、しかも基準値を上回る魚種もあったため、沿岸漁業の再開は汚染状況を検査する試験操業にとどまった。

また放射能で汚染された家屋、生活圏や農地等の除染作業が始まると大量の除去土壌が発生した。これらはその搬入先である双葉・大熊町に設置される中間貯蔵施設ができるまでの間は市町村の仮置場に保管された。中間貯蔵施設は2015年度から搬入を受入れ、2023年11月末現在の累積搬入量は約1,373万<sup>3)</sup>m<sup>3</sup>に達した。最も多く搬入されたのは2019年度の約406万<sup>3)</sup>m<sup>3</sup>であった。除去土壌を受入れる中間貯蔵施設は30年間とされているが、こうした施設の存在は「放射能汚染」という風評を継続させ、福島県の主力農産物の価格が低迷するなど、経済的実害が続いている。

避難者は当初3年までとされた仮設住宅の生活が長引いただけでなく、その後の復興公営住宅に入居する際には、それまでの仮設コミュニティを継続することがほとんどできなかった。アパート形式の復興公営住宅への入居者は、再度、コミュニティを構築しなければならなくなり、入居者の高齢化もあり、孤立化のみならず、孤独死が発生することになった。住居の自力再建が進むとともに復興公営住宅の高齢化はさらに進んだ。

避難指示区域の市町村では、その第1次復興計画においては、避難者の地域コミュニティを継続させる「仮の町」などの構想があったが、受入自治体が消極的であったり、「二重住民票」などの

提案が総務省によって拒否されたりしたこともあり、実現には向かわなかった。

放射線の高線量被曝領域における危険度の推定については、広島・長崎など原爆被害者の疫学データによって立証されているが、低線量被曝領域については立証されおらず、高線量被曝の危険度を援用するLNT仮説<sup>3)</sup>と非LNT仮説との間で専門家の意見が分かれている。

福島原発による低線量被曝の危険度にかかる調査は、特に事故直後に放出された放射性ヨウ素の影響を調べるのが必須であったが、それは飯舘村における1000人程度の調査にとどまり、疫学調査として使えるまでのサンプル数が確保されなかった。またその後も国は大規模な疫学調査の実施については消極的で実施しなかった。

福島県は県民約37万人を対象に「福島県民健康調査」の「先行調査」を2011年～13年にかけて実施した。その後、2014年以降、4回にわたって本格調査を実施したが、検査を受けた県民は約38万人から25万人に減少した。受診率は71%から62%に低下した。

一次検査と二次検査の結果、甲状腺について「悪性ないし悪英の疑い」が確定したのは、先行調査で116名であったが、本格調査では71名から31名に減少した。こうした調査は被災者に向後において癌が発生した場合、その原因が原発事故由来であるかどうかを明確にするためにだけでなく、被災者の健康管理に寄与するという点でも重要ではある。しかし他方において、被災者に過剰な負担を強いているなどの意見も出されている。

原子力賠償の中間指針は基本的に精神的損害と物財損害、営業損害に限られており、故郷喪失や健康損害などはその範囲にしていなかった。そのため健康損害については別途の訴訟を行わざるを得なかった。また実態を反映しない中間指針の改訂をめぐって、全国で30を超える原発集団訴訟が行われ、例えば生業訴訟などは最高裁判決まで10年を超える長い裁判闘争となった。

2022年には仙台高裁いわき・仙台高裁・高松高裁松山での3つの判決を受け、最高裁は「ふる

さと喪失・変容」等による損害を東電が賠償する判決を下した。

避難指示区域はその種別によって不均等に解除されてきた。避難指示解除準備区域の解除は2014年4月から、居住制限区域の解除は2016年6月から始まった。また帰還困難区域もその中に特定復興再生拠点区域が設定され、2022年6月から避難指示が順次解除された。

この段階における第4次困難はこれまでの累積的困難をさらに上塗りするものとなった。これには廃炉工程に見通しが立たないことだけでなく、原子力規制委員会の下での新基準に適合したとする原発再稼働（2015年8月、川内原発1号機）やエネルギー基本計画（第5次、2018年）での電源構成における原発比率（20～22%）の明示によって、原発推進政策が進められたことが、大きく影響している。

これは「新しい原発神話」の始まりであり、除染土壌の中間貯蔵施設への隔離、教育現場への「放射線副読本」などの配布、さらには時間の経過とともに福島事故報道が減少するなど、放射能や原発への関心が低下した。除染が加速したとはいえ生活圏以外の除染は行われず、山林等は放射能の自然減衰に任せ、低線量被曝の懸念は払しょくされていないのである。

原子力賠償も就労不能損害、物財損害、住宅確保損害、精神的損害、故郷喪失慰謝料の支払や、営業損害賠償における将来分一括支払が行われることにより、収束状態となった。しかし特に物財損害や住宅確保損害は、災前の資産保有の状態により、被災者間に大きな賠償格差をもたらした。所得水準の低い世帯や賠償を受けられなかった自主避難者は、仮設住宅から出られない状況にあったにもかかわらず、また出るに出られない状況にあるにもかかわらず、2017年3月には無償提供が打ち切れ、福島県からは退居と家賃の損害金の支払を求められた。

避難者はなお「避難元への帰還か／避難先での定住か」の間で揺れている場合がある。その場合は、生活利便性からすれば避難先定住であるが、ふるさとや人間関係は簡単には切り離せず、結果

として2地域居住を選択し、「宙ぶらりん」な状況に置かれることになる（松井2017）。

避難指示区域が解除されると、まず建設業が除染やインフラ復旧などの仕事で事業所を設置する。しかしそこでの仕事は「危険手当」で賃金は高くなり、全国から働き手が集まるものの、放射線被曝を覚悟しなければならない。ただしここで働く人々の寝場所はより低線量の地域に置かれた。仕事はあるものの定住する意向はほとんどない（山川2020）。

そのため定住生活を持続可能とする居住人口を確保できず、民間ベースでの小売業等の事業所の開設は困難であった。この困難を緩和するために、公設民営型の商業施設が原発災害被災12市町村には少なくとも各1箇所設置された。その場所は復興住宅団地に隣接したり、国道の「道の駅」として開設された。経営としては前者は厳しく、後者はそれなりの状況にあるという。

地域社会が再生する基本的な指標は、教育施設の再開である。特に幼稚園・小中学校は地域コミュニティづくりにとって必須であり、高校は地域の復興人材確保にとって欠かすことができない。双葉郡内の小中学校の再開は、これも避難指示区域の種別に影響される。最も早いのは川内村小学校中学校の2012年4月であった。その後順次、避難元で開校が進んでいる。しかし双葉町の小・中学校はなおいわき仮設校舎である。また子どもたちの帰還の足取りが重く、双葉郡内8町村はいずれも1町村1小・中学校に再編されている。また高校については、5つの高校・分校が休校となり、代わりに双葉郡の最南端である広野町にふたば未来学園高校が開校した。

旧避難指示区域への住民の帰還が先細りとなり、人口構成が超高齢化することが明らかになったことから、政府は「福島復興基本方針」を2019年3月に「帰還だけでなく、新たな活力の呼び込み」に転換する、すなわち帰還促進から移住促進へと転換した（山川2020）。ここからは次第に第5次ともいえるべき困難が表面化することになった。

その1つの例が、生業再開の遅れである。除

染復旧事業に依存した建設業はその需要がすでにピークアウトしており、そのため例えば商工会会員は一時期には増加したものの、次第に減少してきている。また地元消費に依存する小売業は帰還であれ移住であれ、人口が増加しないために、事業再開がなかなか進んでいない。製造業などの再開については、時給基準を若干高くしても、廃炉事業の時給よりもかなり低いこともあり、人手を確保することは容易ではない。

生業の再開については、原子力賠償金やグループ補助金が有効に作用した。グループ補助金では業種グループのみならず、地域グループが対象として認められたことが大きい。またこれまでになかった個別プッシュ型、いわゆる官民合同チームによる戸別訪問での再開支援が行われた。これらなくしては生業としての中小企業の再開率が半数までにはいかなかったと思われる（山川2019）。しかしグループ補助金の返済時期が来ており、その返済に苦慮する事業所も多くある。

また官民合同チームの活動範囲は、次第に商工業から農業再生に軸足を移し、これも訪問活動を行った。ただし農業再生については、水田の大規模化や工業的農業（施設化）が指向されており、小規模な環境保全型農業はこの支援対象からは外れている。

基本的な復興政策が帰還加速から移住定住に転換する一方で、地域産業政策としては復興構想会議で提起された「創造的復興」が福島イノベーション・コースト構想として登場した。その詳細は、時間の関係で紹介できないが、重点分野として、廃炉、ロボット・ドローン、医療関連、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、航空宇宙の6つが掲げられており、これまでになく高い補助率で企業誘致や研究開発が進められている。またこの6分野の司令塔ということで、浪江町に大学院大学の高いレベルの国際教育研究拠点整備されようとしている。しかしこれらは、ショックドクトリン的な「創造的復興」では有意であっても、被災者の生業再開や生活再建、さらにはふるさと再生との連関性は薄い（山川2023）。

中間貯蔵施設には除染土壌が大量に保管されて

おり、分別された土壌については8000ベクレル/kgを基準に、それを下回る選別土については、環境省は公共事業の骨材として活用する方針を示し、飯館村だけでなく東京・新宿御苑等でも実証実験を行っている。しかし、こうした除染土壌の再利用は、放射能汚染を広域的に拡散するものであり、実験をしている地域住民からは強い批判が出ている。

同様に2023年から汚染処理水がすでに3回にわたって海洋放出されている。それはトリチウムの海洋放出であり、IAEAによって基準が担保されているとされているが、中国や太平洋諸国からは反対の声が上がっている。低濃度であったとしても放射性物質であることは明らかであり、今後トリチウムの海洋放出は処理水であるか否かにかかわらず厳しく規制されなければならない。

このように原発災害が被災者や被災地にもたらしているのは、一時的な被害ではなく、原発事故や廃炉工程が未収束であることから累積的困難へと転化し、さらに次第に底深く沈殿させられ、あたかも原発事故や被害がなかったかのような方向に、政府・経済界によって進められている。まして、ロシアのウクライナ侵攻やイスラエルによるガザ侵攻によるエネルギー価格の高騰が原発再稼働を加速化させようとしている。

### 3. 社会的分断から人間復興への道

原発災害はこのような累積的困難をもたらしているが、この累積的困難こそが、被災者のみならず、福島県民、さらには日本国民の間に修復が容易ではない「社会的分断」を生んでいる。

こうした社会的分断を修復するためには、どのような道があるのだろうか。もう一度、原発災害避難者にはどのような社会的分断があるのかを確認しておこう。平山勉の整理<sup>4)</sup>に拠れば、その軋轢は、大きくは3つに、すなわち放射線の安全性問題、賠償金などの金銭問題、そして住民関係としての地域的問題にある。ただ家族の軋轢と地域の軋轢で違っているのは、家族には子どもの育て方の違いが、地域には同じ地域内での「避難した

／しない」という行動の違いとして特記されていることにある。

こうした諸軋轢の原因は個人・家族・地域住民が信じてきた原発「安全神話」の崩壊である。それは放射線被曝への健康影響懸念にとどまらず、住民が享受してきた原発関連での雇用や取引による経済的利益や電源三法交付金等による相対的に豊かな生活環境の享受を肯定してきたことへの自己嫌悪でもある。しかしなぜ住民は「安全神話」を信じ、原発と共生することを選択したのだろうか。

開沼博(2011)は、企業城下町の典型である「原子力ムラ」を取上げ、それまでの「ムラ選択」とは異なった見解を「フクシマ」論において打ち出した。それは「ムラ」の選択が「自動的かつ自発的な服従」であったとする見解である。それまでの「ムラ選択」は「支配の下での服従」として議論されてきた。

それは日本の戦後成長の中で「ムラは鏡を見て自らの容姿を確かめながら、自らの後進性や周縁性を自覚し、そこから逃れ中央に近づこうという作動」に他ならなかったとし、福島県では只見川開発や新産業都市指定の経験、つまり陳情合戦として原発誘致に、それぞれ場所を変えて引継がれたとしている。彼はそこに「推進／反対」という階級的闘争から「愛郷／非愛郷」へのコード転換を見出したのである。

愛郷心の典型的な言い回しは「子どもや孫のために」であった。反対派が転向することによって、「ムラ」は政治的・経済的・文化的に安定したオール与党状態になり、一部の反対派の残存は無視できる誤差であり、利用可能でもあった。原発立地反対派のリーダーがなぜ推進派に転向したのか、彼はそれこの段階では「ムラ」は原発運命共同体となり、「ムラ」の住民は「幸福感」に浸り、「原発は危ない」と騒ぎ立てる中央のメディアや反・脱原発運動には戸惑いを感じなくなる。さらに「3.11以前に、原子力力をその基盤としつつ無意識に追いやっていた社会は、意識化された原子力を再び無意識の中に押し込めること」に向かっているとしている。

しかしこの「無意識化」は、問題を表面化させないこと以外には、それは臭いものにふたをただけであり、人間の復興には役立たないどころか、さらなる累積的困難を抱え込むことになる。「3.11以降も彼らはその日常を守ろうとしている／根底にあるものは何も変わっていない」のであり、開沼には人間復興の視点はない。また山下祐介ら(2013)が述べるように、原発避難において国民の「不理解」は残るままであり、新しい安全神話を醸成するだけである。

災害復興において「人間復興」を全面に出して論究しているのは山中茂樹(2023)である。山中は災害からの再起・再建に「復興」という二文字を初めて採用したのは、関東大震災で帝都復興院総裁を務めた、時の内務大臣、後藤新平である。しかし後藤が思い描いた復興は、都市空間復興や創造的復興であり、それは国家の、都市の「renaissance」であって、必ずしも被災者の「restart」ではない。

それが政策として予算化されるときは被災地を含む一定の地域内、つまり属地主義で貫かれている。一方、被災者は被災地を離れても被災者になり変わらず、属人主義としての支援が必要である。山中は福田徳三(福田徳三研究会編2016)を引用しつつ、被災者こそが災害復興の主体、つまり復興政策を決めるうえでの最高・最終の決定権者にならなければいけないとしている。

社会的分断を乗り越える文脈を、日本学術会議の提言や報告からのからたどってみよう。日本学術会議は、震災1週間後に声明を、3か月後及び6か月後には「復興の目標と7つの原則」<sup>5)</sup>と同「第2次提言」<sup>6)</sup>を発表した。日本学術会議の復興原則は、国の復興構想会議の復興原則と比較すると、第1原則に東日本大震災のなかでも除染・放射性廃棄物処理など原発問題を、第2原則に原子力災害避難者の避難民の健康生活支援など生存権の確立を取り上げていることに特徴がある。

第2の特徴としては、復興主体を地域・コミュニティを基本とすると面では国の復興構想会議と共通するものの、日本学術会議の場合はそれを担保するために「基礎自治体の行政能力の補強と復

興への権限移譲」にまで踏み込んでいる。

第3の特徴としては、地域経済再建の戦略について復興構想会議は被災地の復興を日本経済の再生の起点（創造的復興）としても位置づけているが、日本学術会議は被災地の生業復興の基盤回復を被災地の再生の起点としている。

このように日本学術会議の提言や報告は、国の復興構想会議の7原則に比較して、被災者の生活再建や被災地の生業復興に力点が置かれており、「空間復興」ではなく「人間復興」に視点をおいて発出されたことがわかる。

これらの提言や報告は、分野別ないしは課題別分科会で「案」が作成され、それが各部（人文社会、生命科学、理学工学）での査読を経て執行部（幹事会）での意見交換を経て決定されるというボトムアップのプロセスを経ており、特に課題別分科会は異なった部や分科会から選出された会員・連携会員・特任連携会員によって構成され、分野横断的に議論されている。

連携会員として日本学術会議の原子力災害と復旧・復興に関わる提言等の作成に参加して提言に至った2つの事例を挙げておく。1つめは避難者の暮らしと住まいの再建対策であり、「帰還」や「移住」だけでなく、第3の道「避難継続」も選択肢とする「複線型復興の考え方」を提言<sup>7)</sup>し、その後、さらに「住民としての地位（二重の地位）」<sup>8)</sup>を特例法として検討すべきと提言した。これは二重住民票の考え方であり、総務省からは拒否されたが、その後の現実には2地域居住やふるさと納税が始まっており、震原災という不幸な状況に乗ったとはいえ、時代を先取りした。

2つめは東日本大震災・福島原発事故からの復旧復興が進められている中で、累積的困難が解消されていないので、改めてその過程の検証必要性を唱え、「東日本大震災・原子力災害復興過程検証委員会」の設置と「復興白書（仮称）」発行とアーカイブの整備を提言した<sup>9)</sup>。今後、遠からず復興庁存続のあり方が議論となる際には、再び議論の俎上の上がってくるものと考えている。

また福島県復興ビジョンの策定にあたって、座長代理としてその議論に参加するという機会を

得た。そこでは丁寧な議論を重ねることはよりよい結論に結びついていくことを体感した。福島県復興ビジョンの策定については、何回かの議論を経る中で県民がより望んでいるものへと、基本理念が変化していくという過程が浮かび上がってくる。第3回と第4回の委員会では「原子力災害による影響・不安の払拭」が5番目に置かれていたが、意見を出し議論をすることによって、「原子力に依存しない」という文言にかわり、しかもそれが第1順位に格上げされたのである。

このことは私が参加した福島県内5市町村においても、後ろを決めない議論をすることで、「復興ビジョン」や「復興計画」に「原子力に依存しない」という趣旨の理念が上位に置かれることになった（前掲、山川2013）。

#### 4. 社会的分断を修復する文脈

では社会的分断をどのように修復していくのか、あるいはそれが可能なのか。東日本大震災といっても、少なくとも原発災害を機として逃散の行動を強いられた避難者（それは避難指示区域に限定されない）にとっては、それが人為災害と認識されていることから、その責任がどこにあるのかが、またそれについての謝罪があることが、社会的分断の修復にとっての出発点となる。

避難者にとっては、最高裁が原発事故の責任は東電にあり、国には責任がないという判決をなぜ出したのか、釈然とせず、このことが避難者に向けられている社会的分断が修復されずらい状況を作っている。また東電に事故責任があるとの判決が出たにもかかわらず、当時の経営最高幹部がその責任を回避しようとしていることも、その状況をさらに修復しづらくしている。

とはいえ、原発事故に伴うさまざまな社会的分断のもとにおかれている避難者の社会的修復が、いかなる取り組みを行えば少しでも前進できるのかをかんがえていかなければならない。このことを考えるにあたっては、成元哲・牛島佳代編著（2023）が参考となる。成によれば、「分断修復とは沈黙や対話の断絶・不在状態からの離脱」であ

り、その「回復の基礎はエンパワメントと、人との新しい結びつきを創ることにある。回復は人間関係の網の目を背景にはじめて起こり、孤立状態においては起こらない」と述べる。

重要なことは「まず当事者の声に耳を傾けること、社会的連帯の意思を示し、尊敬と寛容の姿勢を示しつつ、民主的に協議しながら共になんらかの課題解決に向けて協働すること」であり、これにより「当事者が無力感を克服し、コントロールの感覚を回復すること助けられる」のである。

以下においては、管見の限りにおいて、いくつかの取組みの事例を紹介してみたい。その第1は「ふくしま復興支援フォーラム」での取組みである<sup>10)</sup>。福島復興支援フォーラムは2011年11月末に有志7名(福島大学元学長等)で発足した。「将来の復興を見通しながら、当面するこの困難な課題に対して、幅広い観点から自由な意見を交換しあい、一つ一つ問題を解きほぐし、一致点を模索していく」ことを掲げ、それ以来、今日に至るまで、実に224回を開催した。

主催者側の整理に拠れば、最も多かったのは「復興の全体像」27件であり、これに「被災の実態と課題」18件、「被災者の想いと状況」16件、「農林水産業と畜産業」16件、「地域社会への影響と復興」14件、「除染問題」14件、「教育の取り組み」14件、「健康問題/医療」13件、「市町村長の苦悩と課題」13件などが続いている。報告者は避難者や支援者、実務家、大学教員などであるが、そのほとんどはいずれもが、無償ボランティアで登壇し、積極的な意見交換をしている。その意見や感想についてはブログで公開されている。

重要なことは、こうした報告や意見交換を集約して、「県民版復興ビジョン」に取り纏め(鈴木2021)、円卓会議として議論を進めていることにある。そのビジョンの根幹には「再び原子力災害を起こさず、原発の廃炉を確実に実現すること」と「原子力災害からの復興、人々の生活・生業再建と地域社会の再生をめざす」ことにおいている。そのめざす視点のポイントは「生活の質」「コミュニティの質」「環境の質」という3つの質をどの

ように高めるのかにおいている。

2つめは「未来会議」という取組みである<sup>11)</sup>。未来会議は2013年1月に発足した。その事務局はいわき市にあるが、発足時に双葉郡のほとんどは避難指示区域が出されていた。未来会議の考え方のベースには「複雑さを抱える地域」、すなわち社会的分断が生じている地域においては、「違いは宝」であるという視点から「多様な人々が一緒になって考えることが出来る「場」が必要なのではないか？」が求められたのである。

それは福島復興支援フォーラムが報告者を軸にして意見交換が行われるのに対して、未来会議ではワークショップなど「対話」を通じてさまざまな課題や現状を共有・可視化する努力が行われている。議論による結果よりは議論を通じてネットワークをつくることに力点が置かれている。そのため参加者からは「もやもや」感が残るという感想もでる。とはいえメインイベントには100名前後の人々が集まり、苗床の役割を果たしている。

同様な未来会議は双葉郡内でいくつか生まれているが、そのなかでも注目すべきは双葉未来会議の拠点となっている「ふたばいんふお」である<sup>12)</sup>。ふたばいんふおは富岡町の国道6号線沿いに開設されており、ここにくれば双葉8町村内で刊行された資料がほとんどすべて収集されており、またインタビュー記事を含め情報発信も充実しており、学びとつながりのプラットフォームの役割を果たしている。

3つめは「おだかのあかり」という取組みである。南相馬市小高区は原発事故直後、避難指示区域に指示され、小高区民は避難生活を強いられた。避難指示解除後、住民の帰還率は約4割にとどまっている。もちろん隣接する原町区に居住を構え、小高区に通ってくる住民もいるが、大きな人口減と高齢化は避けられない。

このことは避難指示区域が設定された経過をもつ他町村でもいえることであるが、地域の求心力としての「地域の魅力」をどのように維持していくのかということが、被災地復旧の先に待ち構えている。それは地域再生に向けて移住定住策に転



換するとしても避けて通れない課題でもある。

「地域の魅力」はそこに住み続けてきた人たちの魅力でもあり、それは決して世界遺産とか文化遺産とかに限定されるものではない。それは「県民版ビジョン」がかかげる3つの質そのものであり、日常性のなかから醸し出されるものである。

その醸し出されるものの実態は何なのか、それを探ろうとしているのが「おだかのあかり」という取り組みである。そこに住み続けている人たちが努力し経験していることを、調査項目に情報として答えるのではなく、当事者の自由な言葉として浮かび上がらせ、それを記録しようという取り組みである（すきた編 2023）。

こうした取り組みが一つのきっかけとなって、小高ではいろいろな発言や表現の機会が生まれている。それは「想いを語る集い」や「自由人の集い」、さらには「おれたちの伝承館」の開館として広がっている。

## 5. おわりに

東日本大震災は地震・津波の他に原発災害を引き起すことによって、放射能汚染が多くの避難者を生み出した。避難指示区域は順次解除されてきているものの、発災後12年を経ても解除されない区域が多く残っている。

原発災害は人災であり、最高裁判決によって東電の責任は確定した。しかし国の責任は回避され、原発再稼働が進んでいる。こうした動向は、長きにわたる避難生活を強いられた、否まだ強いられている被災者が被ってきた社会的分断の修復への

努力に水を差している。

社会的分断の原因は原発災害がもたらす累積的困難にあるが、その困難は原発事故の未収束や廃炉行程の行き詰まりをベースに積み重なっている。特に自然や人間関係が織りなしてきた「ふるさと」の喪失や変容は原子力賠償によって償えるものではない。否、その賠償自体が格差付けされていることが新たな社会的分断を生んでいる。

社会的分断は避難者にさまざまな軋轢として表出するが、社会的分断を修復する道は、厳しいけれども、「人間復興」という基本的視点を確認しながら、時によって積み木崩しに会いつつも、一步一步の努力を積み重ねていくしかない。その努力は「原子力カムラ」の克服の道でもあり、社会的な修復を「自発的な服従」に帰してはならない。

この積み重ねの努力に向けた手がかりは、十分であるとは言えないかもしれないが、日本学術会議の提言や福島復興支援フォーラムをベースにした「県民版ビジョン」に集約されている。それは「再び原子力災害を起こさず、原発の廃炉を確実に実現する」ことであり、「人々の生活・生業再建と地域社会の再生をめざす」ことである。

重要なのは成元哲が主張するように、また未来会議が掲げているように、尊厳をもちつつ、違いを宝にできる「対話」の継続であり、当事者に耳を傾けながら、社会的連帯の意思を明確に、民主的に協議し、解決を図ることである。対話によって違いをどのように乗り越えていけるのか、社会的分断を修復する努力としての災害文化の確立が我々には求められている。

## 注記

- 1) ADR (Alternative Dispute Resolution) とは裁判によらない紛争解決手段のことで、行政機関や民間機関による和解、あっせん、仲裁及び民事調停・家事調停、訴訟上の和解などをいう。
- 2) ALPS (Advanced Liquid Processing System) は福島第一原発事故で発生した放射性物質を含んだ汚染水からトリチウム五回の放射性物質を環境放出の際の規制基準を満たすまで除去する多核種除去施設のことである。規制基準を満たすまで除去処理した水をALPS処理水という。
- 3) LNT (Linear Non-Threshold) 仮説とは「しきい値無し直線」仮説のことであり、放射線の被ばく線量と影響の間には、しきい値がなく直線的な関係が成り立つという考え方。

- 4) 平山勉「旧警戒区域の夜明け」第137回ふくしま復興支援フォーラム（2018年10月10日、於：福島市）講演資料による。
- 5) <https://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/shinsai/pdf/110610t-2.pdf>
- 6) <https://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/shinsai/pdf/110930t-2.pdf>
- 7) <https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-t140930-1.pdf>
- 8) <https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-t170929.pdf>
- 9) <https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-24-t296-5.pdf>

- 10) <https://www5a.biglobe.ne.jp/~tkonno/FK-forum.html> (2023年12月5日閲覧)
- 11) <http://miraiikaigi.org/> (2024年3月2日閲覧)
- 12) <https://futabainfo.com/> (2024年3月2日閲覧)

## 引用文献

- 開沼 博 (2011) 『「フクシマ」論—原子カムラはなぜ生まれたのか—』 青土社。
- すぎた和人編 (2023) 『「おだかのあかり」アーカイブプロジェクト 2022 年度報告』 福島大学地域未来デザインセンター福島復興学研究会。
- 鈴木 浩 (2021) 『福島原発災害 10 年を経て—生活・生業の再建、地域社会・地域経済の再生に向けて—』 自治体研究社。
- 成 元哲・牛島佳代編著 (2023) 『原発分断と修復的アプローチ—福島原発事故が引き起こした分断をめぐる現状と課題—』 東信堂。
- 福田徳三研究会編／清野幾久子編集 (2016) 『復興経済の原理及び若干問題』 信山社。
- 松井克浩 (2017) 『故郷喪失と再生への時間—新潟県への原発避難と支援の社会学—』 東信堂。
- 山川充夫 (2013) 『原災地復興の経済地理学』 桜井書店。
- 山川充夫 (2019) 「原発事故避難指示区域の商工業復興支援のあり方—官民合同チームの意味—」『経済論叢 (京都大学)』 193-2、59-83。
- 山川充夫 (2020) 「原発事故とふくしまの復興課題—帰還促進から人間の復興へ—」『日本災害復興学会論文集』 15、66-74
- 山川充夫・初澤敏生編 (2021) 『福島復興学Ⅱ—原発事故 10 年を問う—』 八潮社。
- 山川充夫 (2023) 「創造的復興から地域共存的再生への転換を—福島原子力被災地の国際教育研究拠点—」『学術の動向』 28 (3) 40-43。
- 山下祐介・市村高志・佐藤彰彦 (2013) 『人間なき復興—原発避難と国民の「不理解」をめぐって』 明石書店。
- 山中茂樹 (2023) 『人間の復興』 関西学院大学出版会。